

決 定 書

第1 請求人
住 所
氏 名 略

代理人
住 所
氏 名 略

第2 請求の要旨（原文のとおり）

1 違法、不当な財務会計上の行為の内容

（1） A社に対する支払

令和8年3月1日付支出命令書に基づき同年3月25日までになされた業務委託費220万円の支払

（2） A社に対する契約保証金の免除

令和7年6月1日付業務委託契約書に基づき、同日なされた令和7年度特別展事業芳心会業務委託契約に関する契約保証金の免除

2 当該行為が違法、不当であるとする理由

（1） （A社に対する支払）について

宇和島市長と、A社（以下「受託者」という。）との間では、以下のとおり業務委託契約が締結されている。

契 約 日 令和7年6月1日

名 称 令和7年度特別展事業芳心会業務委託

契 約 期 間 契約締結日から令和7年12月26日まで

契 約 金 額 220万円（うち消費税20万円）

契約保証金 免除

支 出 命 令 令和8年3月1日付（支払期限令和8年3月25日）

（以下、上記業務委託契約について「本件契約」（資料2）、委託費の支出について「本件支出」（資料1、11）、契約保証金の免除について「本件保証金免除」（資料2）という。）

（2） 本件支出の違法性、不当性

ア 地方自治法上の契約の原則等

（ア） 財務会計行為の違法性について

財務会計行為の違法性とは、財務会計法規上の義務に違反することをいう。狭義の財務会計法規違反（手続的、技術的な個々の会計法規）に限られず、職務上負う全ての財務会計上の義務を含む幅の広い概念である。

地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない（地方自治法2条14項）。また、地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最少の限度をこえて、これを支出してはならない（地方財政法4条1項）。

（イ） 地方公共団体が締結する契約については、一般競争入札が原則であり（地

方自治法 234 条 1 項、2 項)、随意契約は政令で定める場合に限って許される(同条 2 項)。

宇和島市(従前の宇和島市長も同様)が受託者に対して依頼したのは伊達博物館における展示物の調達であり、「物件(動産)の借入れ」である。このことは、随意契約の理由(資料 4)で「今回の借用を円滑に運ぶ能力を持ち合わせている。」と記載されていることから明らかである。したがって、本件で適用される随意契約の例外規定は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 1 号の「貸借」に該当する。

本号に該当する場合は他の号に優先して本号を適用するのが原則であり、本号の規定を潜脱するために他の号の規定にこじつけて解釈することは許されない。例外的に許される随意契約の有効・無効は厳格に解釈されなければならないからである。

(ウ) 物品借用に関する随意契約の原則的な解釈

地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項 1 号は「売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格(貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額)が別表第 5 上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。」と規定し、その別表 5 の「3 物件の借入」のうち市町村の場合は「80 万円」とされている。

宇和島契約規則(以下単に「契約規則」という(資料 15)。24 条、25 条)は政令を踏襲し、「3 物件の借入」について上限を 80 万円としている(同別表)。

したがって、宇和島市においては、令和 7 年 4 月 1 日以降になされる物件の借入れに関する契約につき随意契約が可能な予定価格の限度額は 80 万円である。

受託者に対する委託は伊達博物館において展示する物品の借用であるから、「貸借」に関するものとして、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項 1 号の規律に服するのが原則である。

イ 随意契約による場合の手続規制(契約規則)

随意契約によろうとするときは、2 人以上の者から見積書を提出させなければならない(契約規則 26 条 1 項本文)。

いわゆる相見積りの省略が許されるのは、「販売業者、取扱業者が他にいないとき」、「価格の総額が 10 万円以下(ただし、修繕費及び手数料においては 30 万円以下)であるとき」、「特別の理由があるとき」(契約規則 26 条 1 項(1)～(3))に限定されている。

これら手続規制に反する随意契約の締結は違法である。

ウ 宇和島市からの開示資料の検討

(ア) 随意契約の理由説明

宇和島市が主張する随意契約の理由は「今回の特別展では、仙台市・宇和島市歴史姉妹都市提携 50 周年記念特別展をテーマにして、仙台伊達家歴代藩主の肖像画等を展示する予定であるが、これらの資料の借用は宇和島市の単独交渉が非常に難しい。しかしながら、下記業者(注:受託者)は所蔵者である寺院などとも面識があり、今回の借用の交渉を円滑に運ぶ能力を持ち合わせている。」ことだけを理由として、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項 2 号を適用して随意契約を行う、というものである(資料 4)。

(イ) 委託業務の検討

本件契約書に附属する「令和 7 年度特別展事業芳心会業務委託仕様書」(資料 3)によれば、委託業務の内容は、

- 「1 各所蔵者の展示品（下記別表・略）（於 仙台ほか）について借用に伴う業務全般を行う
 - 2 展示協力について（於 上記各所蔵元、宇和島市立伊達博物館、その他適宜）
 - 3 会期中のワークショップについて
 - 4 1、2、3 に伴う必要経費は全て契約金に含む。」
- と記載されているが、展示協力の本務は学芸員の担当である（資料 3。項番 2・第 2 段落）。

(ウ) 見積りに関する資料

受託者提出の見積書（資料 5）によっても「金額」欄には概算額のみが記載されているにとどまり、「備考欄」で「内訳」のようなものが記載されているが、それぞれの金額の裏付けとなる合理的な根拠が示されていない（それこそ、松山から仙台までの交通費や、受託業務にかかる「相場」など）は一切示されておらず、見積書記載の金額が一般競争入札の利益を犠牲にしてでも随意契約とすべきかについて、基本的な検証はできない（「協力費」「運営委託料」などは受託者のいわば「言い値」である。）。さらにいえば、請求人が情報公開によって得た資料には、受託者提出の見積書（資料 5）は含まれているが、受託者以外の者の作成による見積書は開示資料からは見当たらない（非開示資料は印影等の個人情報にかかるものに限定されている（資料 6）。）。

(エ) 完了報告書の提出と形式的検査

情報公開によって得た当該事業に関する完了報告書（資料 8）は、令和 7 年 12 月 28 日に提出されているが、その資料には、日時、場所、協力内容及び目的、成果（協議事項、決定事項）の記載はあるものの、それぞれに要した個別の支出項目の記載や完了報告の時点までに支出された金員（この時点では受託者立替金ということになるのか。）についての領収証等の徴憑類の添付がない。

支出の有無及び金額について徴憑による確認ができない状況であったにもかかわらず、完了報告書提出と同日（令和 7 年 12 月 28 日）、伊達博物館博物館係長により「仕様書、その他の指示事項に適合したものと確認」されたものとして、同日中に伊達博物館館長が報告文書を承認している（資料 9）。

(オ) 支出確認資料の未提出

開示資料からは、受託者が負担した費用や、協力者に対して支払った謝金の領収証等の支払確認資料が事前・事後的に一切提出されていない（資料 8、10）。

エ あてはめ

(ア) 本件業務委託は一般競争入札によるべきこと

展示協力に関して「借用時などの検品作業と取扱い上の注意点は当該学芸員が従事」することとされており宇和島市学芸員が借用業務の本務を行い（資料 3・仕様書項番 2）、受託者はそれに立ち会うというだけのことである。

ワークショップについては、和菓子作りが1回、受託者と伊達家当主の鼎談が1回企画されているようであるが（資料7）、令和7年度特別展の目的との関連性・必然性が一見して明らかではなく、宇和島伊達家、仙台伊達家のつながりから考えればあえて受託者が仲介しなければ実現しないような困難な鼎談とも思われない。

随意契約の理由（資料4）でも明記されているとおり、受託者に対する業務委託は「借用の交渉を円滑に運ぶ能力」に着目してなされたものであることから、本件契約の核心は展示品の借用業務である（資料2・契約書2条、3条。資料3・仕様書項番1、2。資料4）。

したがって、予定価格80万円を超過する本件契約については、一般競争入札に服するのが原則である（地方自治法施行令167条の2第1項1号）。

そうであるにもかかわらず、本件業務委託を一般競争入札によらず随意契約としたところに、基本的な違法がある。

（イ） 随意契約とすべき理由がないこと

宇和島市は、「（受託者は）所蔵者である寺院などと面識があり、今回の借用の交渉を円滑に運ぶ能力を持ち合わせている」（資料4）との理由のみで、随意契約を選択している。

しかし、本件契約の核心である展示品借用（展示協力についてを含む。）について、本務は宇和島市立伊達博物館学芸員が行い（資料3・項番2第2段落）、宇和島市が借用に関する一切の責任を負うこととされているのであって（資料2・4条第1文）、受託者が法的責任を負担することはない。

しかも、令和7年度特別展は宇和島市・仙台市の歴史姉妹都市提携50周年記念行事として行うものである（資料2、資料7）。宇和島伊達藩の始祖であり伊達政宗の子でもあった伊達秀宗の入部（1615年）から辿れば400年以上、仙台市との間でも50年かけて連綿と築かれてきた両伊達家のつながりを確認する機会なのであるならば、宇和島市・仙台市の仲介によって、宇和島伊達家、仙台伊達家をつなぐことはむしろ両市にとって有益な行為である。したがって、（従前受託者が行ってきた特別展とは異なり）両市の仲介・主導によって特別展を実施することが可能であり、必ずしも受託者によってのみ「円滑」な借用が可能となるというものではありえない。

したがって、「競争入札に適しない」事業ではないから、随意契約としたことは違法である。

（ウ） また、委託料について過不足の清算を予定していない本件契約（資料2）においては、契約締結時の委託費の内容精査が決定的に重要である。

業務委託費に余剰が生じた場合であっても宇和島市は契約の相手方に対して余剰額の請求ができず、ひいては不必要な市税の流出という結果を招来させるからである（もっとも、精算を内容としない契約締結行為の当否自体は本請求の趣旨とするものではない。）。

宇和島市は「伊達家」とのつながりを免罪符として外部委託費を潤沢に支出できるだけの体力は残念ながら有していないのであり、支出項目についても委託業務の趣旨・目的に照らして合理的な検証を常に求められる立場にあることは明白である。

したがって、内訳や費用概算を示さず、かつ、その委託費決定について合理的な検証がなされていない随意契約の締結及び委託費の支出は違法である。

(エ) 随意契約とした場合の手続違反

仮にこれを随意契約によることを是とした場合であっても（もちろん、随意契約としての本件契約を是認するものではない。）その後の手続が履践されていない。

すなわち、随意契約による場合は相見積りが原則である（資料 12・契約規則 26 条 1 項本文）。しかし、情報公開によっても、相見積りが履践されたことは確認できない（資料 6）。

相見積りを省略できる場合は限定されており、「販売業者、取扱業者がほかにいない」（同 26 条 1 項(1)）、価格が 10 万円以下（同(2)）、「特別の理由があるとき」（同(3)）に限られる。

借用物借入の本務は学芸員によって履践可能なのであるから、(1)には該当せず、220 万円の予定価格であるから(2)にも該当しない。

「特別の理由」についても、既に述べたとおりこれを省略させるべき特段の理由はない。

したがって、仮に本件契約を随意契約によってもなし得ると考えたとしてもなお、随意契約とする場合の手続違反がある。

(オ) 支出状況の確認の懈怠

本件契約は、受託者による展示品借用業務のみならず、受託者を通じて展示品所有者（協力者）に対する謝金の支払をも内容としている。

協力者に対する謝金の支払は、宇和島市立伊達博物館における展示品供出への協力に対する謝礼であるから、宇和島市が行うべきことが本来の在り方であり、金銭に色はついていないことからこれをあえて受託者が代行する必要はない（受託者からの支払でなければ謝金を受け取らないという奇特定の協力者はいるまい。）。

しかし、あえてそれを受託者が支払を取り次ぐというのであるから、受託者から協力者に対して支払がされたかどうかまで確認しておかなければ、宇和島市からの支出がすべて有用に使われたかどうかは確認できないはずである。

しかるに、本請求に先立ち行われている住民訴訟（松山地方裁判所令和 7 年（行ウ）第 1 号新伊達博物館建設事業差止等請求事件（住民訴訟））において、宇和島市長は、受託者から協力者に対する謝金の支払に関する領収証の徴求を受託者に対して求めていなかったことが判明した（資料 13）。これは、宇和島市が支出系統を完全に把握しない仕組みで支出をしているということである。

第三者に対する謝金を含む委託費を受託者に対して支払ったのであれば、謝金受取人に対する謝金の支払は宇和島市からの支出完了後ということになる。万が一にも、受託者が協力者に対する支払をせず（横領）、協力者から謝金相当額の補償を求められた場合には、宇和島市は謝金の二重払いの危険が生じることとなる。宇和島市が直接払いをしない場合に、宇和島市による二重払いのリスクを防ぐ一番（唯一）の方法は、受託者に対して委託費支払後の謝金支払に関して協力者の領収証を徴求することである。

受託者の業務そのものに対する支払が要求される公共工事や特定の業務の請負とは異なり、第三者に対する支払委託をも内容としている（その支払委託自体が違法である。）本件支払について、その支払の全体を宇和島

市が把握していないことは、「支出関係資料の確認」と明記した宇和島市出納室の権限を適切に行使していないことになる。

民間の美術館、博物館における展示品の借用とは異なり、宇和島市立伊達博物館運営の原資は市民から徴収した税金である。市民が検証できない事業費の用い方には、重大な疑義があるといわねばならない。

オ 小括

以上のとおり、宇和島市長が令和 8 年 3 月 1 日付でした支出命令に基づき令和 8 年 3 月 25 日までの間に受託者に対して支払った業務委託費 220 万円の本件支払は、違法又は不当である。

(3) 契約保証金免除の違法性

ア 契約規則 40 条本文(資料 12)によれば、「市と契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければならない。」とされており、それぞれ契約金の 100 分の 10 以上の保証金を納付するのが原則である。

したがって、本件で問題とする令和 7 年度特別展事業の業務委託費は 220 万円であるから、契約保証金として 20 万円以上の納付が必要となる。

イ 他方で、契約保証金免除を定める契約規則 42 条 9 号は、「随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」には、市長は契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる旨を規定している。

受託者の代表である B 氏は、建替委員会委員長であることから、立場上、宇和島市に対する保証金を支払わないということは通常は考えにくいとため、「契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがない」と一応はいえそうではある。

しかし、宇和島市立伊達博物館建替委員会設置規則には欠格事由は定められておらず、委員の辞職も「委員長が適切と判断したとき」に限定されているから(同規則 3 条 4 項)、債務の履行と建替委員会委員の選解任とは牽連性がない(資料 14)。

したがって、建替委員会の委員(長)であることは、本件契約に基づく債務の履行を確実にしめる要素とはならない。

ウ B 氏は、現在、委員宇和島市立伊達博物館建替委員会の委員長に任命されており(資料 14)、伊達博物館建替事業推進の中心人物であり、強い利害関係を有するといわねばならない。宇和島市教育長は 2024 年 6 月議会において、B 氏が特別展の企画運営や資料借用の業務を請け負っていることから、利害関係者に該当する、と答弁していることから、宇和島市も自認する利害関係人である(資料 12)。

しかるに、宇和島市は何の反省もなく、令和 7 年度も同様に特別展の業務委託を行い、漫然と同様の支出を重ねているのである。

宇和島市長には、特に宇和島市が進める伊達博物館建替事業と深い利害関係を有している受託者との間で随意契約を締結するのであるから、必定、業務委託費の決定及び完了報告書の審査については、特に中立公正を旨とした厳格な吟味が要求される(その厳格性が確保されないなかで繰り返しなされる随意契約は単なる「なれ合い」である。)

エ 受託者との間の本件契約は随意契約であり、しかもそれが 10 年以上にわたって継続的に続けられている関係にある以上、委託業務が適正に遂行されるよ

うに宇和島市が掣肘していなければ、業務の適正・円滑な遂行が歪められ、市税の喪失という結果を生じさせる恐れがある。

それが単年度で 22 万円程度にとどまるものであったとしても、契約保証金を宇和島市に納めさせること自体が受託者に適正な業務遂行の自覚を促し、ひいては市民や拝観者の文化、教養の涵養に資するものである。

されば、その緊張関係を保ち、かつ、随意契約であることそれ自体による市民からの疑念を回避するためにも、恣意的とみられる運用は厳に慎むべきである。

随意契約である以上、入札とは異なり競争の原理が働かないのであるから、要件（履行不能の恐れがない）の認定については厳格に行うべきであるし、その効果（契約保証金の免除）に関する判断もなお厳格さが求められるべきである（行政事件訴訟法 30 条参照）。

特別な利害関係を有する者との間の随意契約であるからこそ、むしろ宇和島市は例外を認めてはならないのである。

オ 既に述べたとおり、本件契約の契約価格 220 万円は概算にとどまるのであって合理的な根拠に基づいて算定された価格とはいえない（いわば「言い値」である。）。

したがって、この点について検証することなく保証金免除を内容とする本件契約が締結されたことは、宇和島市長の裁量を逸脱・濫用したものとして違法な財務会計上の行為（契約の締結）というほかない。

カ 小括

以上のとおり、令和 7 年度特別展事業芳心会業務委託（資料 2）における契約保証金の免除を内容とする本件契約の締結は、違法又は不当な財務会計上の行為である。

キ 不当な契約締結とその履行

仮に違法とまではいえないとしても、契約の相手方である受託者は、宇和島市が強力に推進する伊達博物館建設の中心人物であって市政に親和的であるだけでなく、かつ、伊達博物館の展示業務をほぼ一手に引き受けている人物である。

かかる利害関係の明白な受託者との間で、委託費の検証も不十分なままで随意契約の方式にて委託契約を締結し、委託費の支払や契約保証金を免除することは、不当な財務会計行為（契約の締結及び履行）というほかない。

3 宇和島市に生じている損害の具体的な内容

(1) A社に対する支払について

令和 8 年 3 月 1 日付支払命令書に基づく A 社に対する業務委託費の支払に係る 220 万円が、宇和島市に生ずる損害となる。

(2) A社に対する免除について

令和 7 年 6 月 1 日付令和 7 年度特別展事業方免除することとした契約保証金 22 万円が宇和島市に生ずる損害となる。

4 求める措置の内容及び措置の請求先となる対象者

宇和島市長に対し、宇和島市から受託者に対して令和 7 年 6 月 1 日付け業務委託契約に基づき免除された契約保証金 22 万円及び、令和 8 年 3 月 1 日付け支出命令書に基づき支払われた委託費 220 万円の、合計 242 万円の損害賠償請求又は不当利

得返還請求

第3 請求の受理

本請求は、令和8年5月13日に受付し、請求要件を具備しているとして令和8年5月20日に受理した。

第4 監査の執行

1 監査の期間

令和8年5月20日から令和8年7月10日

2 監査の対象部署

教育委員会伊達博物館

3 請求人の陳述及び証拠提出

請求人の陳述については、請求人からの申出により行わなかった。請求人から事実証明書のほかに証拠書類の提出はなかった。

4 関係人の弁明書及び証拠提出

令和8年6月17日付けで宇和島市長から弁明書及び証拠書類の提出があった。

第5 監査の結果

1 主文

本請求は棄却する。

2 理由

(1) 関係法令

本請求の関係法令は、次のとおりである。

ア 地方自治法

(契約の締結)

第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

3～5 略

6 競争入札に加わろうとする者に必要な資格、競争入札における公告又は指名の方法、随意契約及びせり売りの手続その他契約の締結の方法に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

(契約の履行の確保)

第234条の2 略

2 普通地方公共団体が契約の相手方をして契約保証金を納付させた場合において、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めたところによるものとする。

イ 地方自治法施行令

(随意契約)

第 167 条の 2 地方自治法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- ① 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第 5 上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
- ② 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

③～⑨ 略

2～4 略

(契約保証金)

第 167 条の 16 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない。

2 略

ウ 宇和島市契約規則

(随意契約によることのできる予定価格の限度額)

第 24 条 令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により規則で定める額は、別表のとおりとする。

別表（第 24 条、第 25 条関係）

1	工事又は製造の請負	2,000,000 円
2	財産の買入れ	1,500,000 円
3	物件の借入れ	800,000 円
4	財産の売払い	500,000 円
5	物件の貸付け	300,000 円
6	前各号に掲げる以外のもの	1,000,000 円

(見積書)

第 26 条 随意契約によろうとするときは、2 人以上の者から見積書を提出させなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは 1 人の者から見積書を提出させることができる。

- (1) 販売業者、取扱業者が他にないとき。
- (2) 価格の総額が 10 万円以下（ただし、修繕料及び手数料においては 30 万円以下）であるとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、特別の理由があるとき。

2 略

(契約保証金の額)

第 40 条 市と契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、役務的保証を必要とする場合（公共工事履行保証証券等）は契約金額の 100 分の 30 以上の契約保証金を納付しなければならない。

(契約保証金の納付の減免)

第 42 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1)～(8) 略

(9) 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(10) 略

エ 宇和島市会計規則

(支出命令の審査)

第 47 条 会計管理者は、支出命令を受けたときは、次の各号について審査し、支払の決定をしなければならない。

- (1) 当該支出負担行為に係る債務が確定しているか。
- (2) 金額の算定、所属年度、会計区分、歳出科目に誤りがないか。
- (3) 配当予算額を超過していないか。
- (4) 契約締結方法が適法であるか。
- (5) 法令又は契約に違反していないか。
- (6) 支払方法が適当であるか。
- (7) 支払期が到来したものであるか。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

2 略

(債務確定の確認)

第 48 条 会計管理者が行う債務確定の確認は、次に掲げる書類及び第 2 項の表示をもってこれを行うものとする。ただし、会計管理者が必要と認めるときは、現地確認を行うものとする。

(1)～(3) 略

(4) その他のものについては、事実を証する書類及び会計管理者が必要と認めたときは写真

2 略

3 第 1 項の規定により書類を添付したとき、又は第 2 項の規定により表示をしたときは、これらの確認を命ぜられた職員が証するものとする。

(2) 認定事実

監査委員が認定した事実は、次のとおりである。

ア 宇和島市（以下「市」という。）は、令和 7 年度に仙台市との歴史姉妹都市提携 50 周年を記念し、市と仙台市の両伊達家の絆等をテーマとした伊達博物館特別展を企画した。市は、当該特別展の展示企画等の協力業務について、B 氏に委託することとし、令和 7 年 6 月 1 日、令和 7 年度特別展事業芳心会業務（以下「本件業務」という。）を特命随意契約の方法により、B 氏が代表を務める A 社（以下「本件受託者」という。）と本件業務委託契約（以下「本件契約」という。）を締結し、同日、支出負担行為書を起票した。

本件契約は、契約金額を 2,200,000 円、履行期間を令和 7 年 6 月 1 日から同年 12 月 26 日とするもので、本件業務内容は、①瑞巖寺等が所蔵する展示資料 9 点を借用、展示するための所蔵者との連絡調整、借用作業の立会い等、②展示企画等（図録等のデザイン作成等を含む。）の協力、③ワークショップの出演講師との連絡調整等となっていた。また、本件契約書には、契約保証金を免除することが記載されていた。

イ 令和 7 年度仙台市・宇和島市歴史姉妹都市提携 50 周年記念特別展は、令和 7 年 10 月 11 日から同年 11 月 24 日まで伊達博物館において開催された。関連イ

メントとして、令和 7 年 10 月 11 日に仙台伊達家 18 代当主、宇和島伊達家 13 代当主及び B 氏による鼎談イベントが南予文化会館で、同月 12 日に東京から招聘した和菓子講師による和菓子体験イベントが天赦園で実施された。

ウ 令和 7 年 12 月 28 日付けで本件受託者から本件業務完了報告書が提出され、同日、伊達博物館博物館係長が検査確認をした。令和 8 年 3 月 1 日、本件業務委託料 2,200,000 円の支出命令書を起票し、同月 25 日に支出（以下「本件支出」という。）した。

(3) 監査委員の判断

ア 本件支出の違法性、不当性

(ア) 予定価格 80 万円を超過する本件契約を随意契約したことの違法性

予定価格 80 万円を超過する本件契約を随意契約したことは違法であるということについて検討する。地方公共団体の契約締結の方法は、一般競争入札を原則としつつも、その例外として、政令で定める場合に該当するときに限り、随意契約の方法によることが認められている（地方自治法（以下「法」という。）第 234 条第 1 項、第 2 項）。随意契約によることができる場合は、地方自治法施行令（以下「令」という。）第 167 条の 2 第 1 項各号に規定されている。

本件契約は、令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当するとして契約手続きを行ったものであることは手続書類から明らかであり、同項第 1 号の規定による「予定価格が令別表第 5 上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき」に該当するとした請求人の主張は認められない。

(イ) 「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」を理由とする随意契約の違法・不当性

本件契約は、令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当するとして、随意契約をしたものであり、これを理由とした随意契約の違法・不当性について検討する。昭和 62 年 3 月 20 日最高裁判決では、令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号（現 2 号）に掲げる「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」とは、不動産の買入れ又は借入れに関する契約のように当該契約の目的物の性質から契約の相手方がおのずから特定の者に限定されてしまう場合や契約の締結を秘密にすることが当該契約の目的を達成する上で必要とされる場合など当該契約の性質又は目的に照らして競争入札の方法による契約の締結が不可能又は著しく困難というべき場合がこれに該当することは疑いがないが、必ずしもこのような場合に限定されるものではなく、競争入札の方法によること自体が不可能又は著しく困難とはいえないが、不特定多数の者の参加を求め競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではなく、当該契約自体では多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合も同項 1 号に掲げる場合に該当するものと解すべ

きである。そして、右のような場合に該当するか否かは、契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的として普通地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えている前記法及び令の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して当該普通地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきものと解するのが相当であると判示している。

本件契約における本件業務内容は、①瑞巖寺等が所蔵する展示資料 9 点を借用、展示するための所蔵者との連絡調整、借用作業の立会い等、②展示企画等（図録等のデザイン作成等を含む。）の協力、③ワークショップの出演講師との連絡調整等となっている。市が、本件契約を随意契約とした理由は、今回の特別展では、仙台市・宇和島市歴史姉妹都市提携 50 周年記念特別展をテーマにして、仙台伊達家歴代藩主の肖像画等を展示する予定であるが、これらの資料の借用は市の単独交渉が非常に難しい。しかしながら予定受託者は所蔵者である寺院などとも面識があり、今回の借用の交渉を円滑に運ぶ能力を持ち合わせているとしている。市の弁明書等によると、本件受託者の代表である B 氏は、宇和島市出身の著名な茶道家であり、歴史文化の知識と幅広い人脈を有し、関西を中心とした有名な寺社仏閣との関係性を構築しているということであり、また、宇和島伊達家の文化に精通しており、伊達博物館協議会会長を務めている人物であり、これまでも市との本件契約と同種業務の実績が複数あるということである。本件契約における瑞巖寺等が所蔵する展示資料の借用については、以前にも本件受託者を仲介とし、借用した実績のある資料があることや今回新たに借用が可能となった資料もあるとしている。公的施設ではない寺社仏閣や個人等から貴重な文化財を借用することは、相当な人脈や信用等が必要であることは容易に想像でき、本件契約の内容、性質、目的等に照らすと、委託の相手方として、知見や人脈に加え、相当な信用、実績等を有し、伊達博物館と関係性のある本件受託者と契約することを妥当と考えることには肯定するに足りる理由があるといえる。また、本件受託者がイベント等を含む本件特別展を総合的に監修、企画協力することとし、図録デザイン及び関連イベント等も合わせて一括で業務委託したことも裁量の範囲内であり、不合理とはいえない。

したがって、市が、本件契約を令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当すると判断したことに合理性を欠く点があるということとはできず、本件契約を随意契約の方法によって締結したことに違法・不当はない。

- (ウ) 委託料の内訳や費用概算を示さず、その委託費決定について合理的な検証がされていない契約の締結及び委託費の支出の違法性

請求人が主張する本件契約の委託料の内訳や費用概算を示さず、その委託費決定について合理的な検証がされていない契約の締結及び委託費の支出は違法であるということについて検討する。契約の際に本件受託者から提出された見積書には、見積金額とその内訳等が記載され、見積金額 220 万円、内訳として、謝礼金 16 万円、旅費 24 万円、展覧会監修協力費 30 万円、印刷広告物デザイン費 110 万円、展覧会連動のワークショップ・イベント企画運営委託料 20 万円、消費税 20 万円、備考欄には各費目の概要が記載されている。市は、当該見積書について、借用を委託した資料の件数

や借用先、特別展の規模などを総合的に勘案して妥当と判断したとしている。一般的に随意契約は競争原理が働かないため、提示された価格が適正であるか判断が難しく、市の弁明書等からは価格の妥当性について判断できる証拠がないため、この観点から検討を加える。謝礼金は、寺院等4件（借用物9点）への謝金等であること、旅費は、本件業務実績から少なくとも京都・仙台往復4回、京都・東京往復1回、京都・宇和島往復1回に加えて宿泊費等が必要であること、監修協力費は、借用物に係る相手方との連絡調整、特別展、図録等デザイン（図録への寄稿文を含む。）及び関連イベントの企画監修協力であること、ワークショップ・イベント企画運営委託料は仙台伊達家当主旅費（仙台・宇和島往復）、和菓子イベントスタッフ旅費（東京・宇和島往復）及び謝金等であることから、実費相当の金額であると推察される。印刷広告物デザイン費については、図録80頁とポスター、チラシ、看板のデザイン料であり、市が令和6年度に入札した小学校閉校記念誌編集業務（30頁×5校）の入札価格を参考に検証する。当該入札価格は、1頁当たりに換算すると税込みで4,547円から11,183円であった。本件契約の図録等のデザイン料は、1頁当たり約15,000円であり、博物館特別展の図録のデザインや画像調整等の専門性を考慮すると高額であるとはいえない。

したがって、市が、当該見積額を妥当であると判断したことに合理性を欠くということとはできず、本件契約の締結及び委託費の支出をしたことに違法・不当はない。

（エ） 随意契約の手続き違反

市契約規則第26条の規定による随意契約をする場合の1者からの見積書提出の手続きについては、同条第1項第3号「前2号に掲げるもののほか、特別の理由があるとき。」に該当し、この理由は先述の随意契約の理由であると認められ、手続きに違法はなく、請求人のいう「特別の理由」を省略しているということは認められない。

（オ） 支出状況の確認の懈怠

請求人は、第三者に対する謝金を含む本件支出の全体を市が把握していないことは、出納室の権限を適切に行使していないと主張するが、本件契約においては委託費の請求に領収書等の添付は求めてないものであり、会計管理者において、担当課から提出された請求書、本件業務委託完了報告書、本件業務検査調書及び本件契約書により、市会計規則第47条及び第48条に基づき支出命令の審査をし、支出したことに違法はないと認められる。

よって、（ア）から（オ）については、本件契約において、随意契約及び本件支出に違法・不当はない。

イ 契約保証金免除の違法性

本件契約における契約保証金免除の扱いの違法性について検討する。地方公共団体は、当該地方公共団体と契約を締結する者をして当該地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならないとしており（令第167条の16第1項）、この規定は、契約履行をより一層確実に担保しようとするものであり、この趣旨に反しない限り、規則で定めるところにより、契約保証金の全部又は一部を納付させないこととする 것도差し支えないとされている（平成12年4月18日自治省行政局長通知）。そして、市契約規則第42

条第9号では、随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに契約保証金の納付の減免することができる」と規定している。

本件受託者は、令和5年度及び令和6年度にそれぞれ180万円、290万円の市の同種業務の契約実績があり、市は、本件受託者が過去に複数回契約を履行した実績を理由として、履行しないおそれがないと判断したということであり、合理性を欠くものではないと認められる。一方、市が履行しないおそれがないとしたことは、伊達博物館建替委員会の委員長であることを理由としたものであるという請求人の主張は、証拠のない自らの見解にすぎず、認められない。

したがって、契約保証金免除を内容とする本件契約が違法・不当であるとはいえない。

以上のことから、本件請求にはいずれも理由がないと認め、法第242条第5項の規定により主文のとおり決定する。

令和8年7月10日

宇和島市監査委員 山田喜昭

宇和島市監査委員 三曳重郎